

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横瀬町長 富田 能成

市町村名 (市町村コード)	横瀬町 (113611)
地域名 (地域内農業集落名)	苧米 (字四番、字五番)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地域に位置しており、露地野菜の生産が行われている他、観光いちごやぶどうの生産が町内でも多く生産されている。また、一部地域では基盤整備により稲作が行われており、農地保全に向けた共同取組活動が活発に行われている。地域の北側では県内最大級の棚田が有名であり、棚田オーナー制度を取り入れるなど、都市部から農業体験に訪れる方も多い。
 一方、地域内の高齢化・若年層の農業離れは深刻な問題となっている。アンケートの6割以上の農家では後継者の見込みがない状況となっており、年々耕作放棄地も増加傾向にある。担い手となる地域内認定農業者等も年々減少傾向にあることから、地域の中心となる経営体に農地集積を推進するには限界がある。また、地理的な問題等により効率的な農業経営は難しく、個人経営の農家では生産利益も少ないことから、機械等への投資も難しい状況となっている。山間部が農地に隣接している農地が多く、猿、猪、鹿等の被害も多大で、農業生産意欲の低下の大きな要因ともなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者不足の解消を図るため、地域内外からの新たな担い手の確保に向けた取組みを推進する。移住対策も含め、農業体験等を通じた新たな農業者の確保に努める。
 地域内では、農業者の大半が高齢者となっていることから、技術・経験を伝承するためにも、指導者の育成を図っていく。
 また、農業機械の共同利用等について検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われている農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構等を活用し、担い手や新たな農業者等へ農地の集積、集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内農業者等に対し、農地中間管理機構の利用に係る周知を積極的に行い、利用者等の確保を図る。今後、農業委員や農地利用最適化推進委員の活動により農地貸付意向等の把握に努め、農地中間管理機構の積極的な活用につなげていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の基盤整備すべき田を中心とした農地については、既に整備済である。地域内において農地の大区画化等の可能性について、今後協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町外からの移住者等で、新たに農業を生業とすることを希望する人材を担い手として育成するため、町、農業委員会、ちちぶ農業協同組合、埼玉県秩父農林振興センター等各機関と連携し、相談から定着までの体制づくりに努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では、対象となる農作業委託は見込んでいない。今後、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策 町では、鳥獣被害防止対策として、電気柵設置について補助金を交付している。地域農業者及び関係機関と連携し、獣害被害を防止するため、様々な対応策に取り組む。

⑤果樹等 地域内では、ブドウ等の果樹生産が活発に行われている。今後、各種補助制度の幅広い活用ができるよう各関係機関とも連携を強め、支援の強化を図る。

⑦保全・管理等 中山間地域直接支払制度等を活用している営農団体、認定農業者等が中心となって、農地の積極的な保全管理に努める。